

かんたん手続アプリ利用規定変更対比表（2025年7月3日）

現行		変更後	
第12条 残高証明書の発行		第12条 残高証明書の発行	
2項	2. 本アプリでは、お申込日の前日時点での口座残高で残高証明書を発行します。 ①本アプリでは、都度発行のみご利用いただけます。 ②本アプリによる残高証明書の発行方法には、電子発行と郵送発行の 2 種類があります。申込内容により、発行方法が異なります。 ③電子発行は一日 3 回、郵送発行は一日 1 回までご利用いただけます。 ④本アプリによる電子発行のサービス提供は PDF ファイルにより行います。	2項	2. 本アプリでは、お申込日の前々月末日から前日のいずれかの日のうちお客さまが指定する指定日における最終口座残高で残高証明書を発行します。 ①本アプリでは、都度発行のみご利用いただけます。 ②本アプリによる残高証明書の発行方法には、電子発行と郵送発行の 2 種類があります。申込内容により、発行方法が異なります。 ③電子発行は一日 3 回、郵送発行は一日 1 回までご利用いただけます。 ④本アプリによる電子発行のサービス提供は PDF ファイルにより行います。
4項	4. アプリによる残高証明書の発行は、休眠預金の口座をお持ちの場合や当行から通知等のご連絡ができない設定になっている場合等、お取引状況によりご利用いただけない場合があります。詳細については当行ホームページでご確認ください。	4項	4. アプリによる残高証明書の発行は、発行を希望する口座が休眠預金の口座や当行から通知等のご連絡ができない設定になっている等、お取引状況によりご利用いただけない場合があります。詳細については当行ホームページでご確認ください。